

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

旭 川 市

旭川レンタカー協会

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川レンタカー協会（以下「乙」という。）は、甲の市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める災害（以下「災害」という）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の市域における災害時等において、甲が乙に対して輸送車両の提供を要請する際に必要な事項を定めるものである。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等の応急対応等のための車両を必要とするときは、乙に対して車両提供の協力を要請し、乙は車両を提供するものとする。ただし、災害の状況等により、本協定の実施に制約が生じる可能性があるものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を明示して、「災害時における輸送車両提供の協力要請書」（別記第1号様式）により車両提供を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 協力の期日及び場所
- (3) 要請する車種及び台数
- (4) 車両の提供を必要とする場所
- (5) 担当者及び連絡先等
- (6) その他必要な事項

（提供）

第4条 乙は、甲の要請に応じ、可能な限り速やかに必要な車種及び台数を整え、提供するものとする。

- 2 乙は、要請に基づき、甲の指示する場所（以下「参集場所」という。）へ車両を搬送するものとする。ただし、災害の状況等により、車両の搬送が困難な場合は、乙の会員会社の店頭で提供することとする。

(実績報告)

第5条 乙及び会員会社は、前条の規定により車両の提供を終了した場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「災害時における輸送車両提供の協力実績報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。

- (1) 提供した車両及び車両登録番号並びに台数
- (2) 協力した場所
- (3) 提供した日数
- (4) 走行距離
- (5) 担当者及び連絡先等
- (6) その他必要な事項

(費用の負担)

第6条 本協定に基づき、乙が実施した車両提供に係る費用については、所轄行政庁に届けている料金を基準とし、30%～50%を割り引いた料金を甲が負担するものとする。

- 2 乙は、車両の燃料を満タンにして提供し、甲は車両の燃料を満タンにして返却するものとする。
- 3 甲は、乙又は乙の提供した車両に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- 4 前項の賠償額は、甲と乙及び会員会社が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

第7条 乙の会員会社は、甲に提出した第5条の報告書により、甲の検査を受けた後、車両の提供に係る費用を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その請求について速やかに乙の会員会社に支払うものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行うとともに、緊急時においては、災害状況の把握及び情報の連絡・連携に努めるものとする。

(担当部署及び連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、前条の情報交換を行うため、あらかじめ担当部署及び連絡責任者を定めておくこととする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、実施細目で定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日から2か月前までに甲乙いずれからも申出がない時は、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じた事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管するものとする。

令和 2年 5月 27日

甲 旭川市6条通9丁目
旭川市
旭川市長 西川 将人

乙 旭川市東鷹栖4線10号
旭川レンタカー協会
会長 浅田 勝広

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定の例による。

(協力要請)

第2条 甲が乙に協力要請する車両の車種は、旭川レンタカー協会の会員会社が取扱う車種とする。

(要請の方法)

第3条 甲は、車両の提供を受ける時には、運転者の運転免許証を提示する。

(情報の提供)

第4条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙及び会員会社は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

(提供された車両等)

第5条 協定第4条第2項に規定する参集場所に変更があった時は、甲は乙及び会員会社に通知する。

(費用の負担)

第6条 協定第6条第1項の車両提供に関する費用に係る割引率は、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 協定第6条第3項、第4項の損害の賠償については、「別紙1」を基本とする。

(支払いの請求方法)

第7条 乙の会員会社は、協定第7条に規定する費用の請求を、実績一覧表を添付した請求書により甲に行うものとする。

附則

この細目は、令和2年 5月27日から効力を生ずるものとする。

別紙1

「協定第6条(3),(4)の車両に損害を与えた場合の賠償」

提供車両に損害を与えた場合について、次のとおりとする。

1 保険等の補償について

損害の種類	免責額	使用詳細
対人	対人は1名につき無制限(自賠責保険を含む) 人身傷害は1名につき3,000万円まで	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの 保険が使用できない時	甲乙にて協議
対物	免責金額3~5万円まで (一部バス等は10万円まで)	甲にて支払い
	免責金額の5万円を超え限度額まで (但し対物保険のみ)	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの 保険が使用できない時	甲乙にて協議
車両	免責金額(5万円~一部バスは10万)まで	甲にて支払い
	免責金額(5万円から一部バス等は10万)を 超え時価額まで	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの 保険が使用できない時	甲乙にて協議
搭乗者 (人身傷 害)	搭乗者の自動車事故によるケガ (死亡・後遺障害を含む)	レンタカーの保険にて支払い
	保険約款免責等の事由によりレンタカーの 保険が使用できない時	甲乙にて協議

※ 基本料金に、免責保険料(×日数)を加えた契約内容の場合

2 ノンオペレーションチャージ(NOC)について

区 分	金額
レンタカーで自走し予定の店舗に返却された場合	20,000円
レンタカーで自走できず予定の店舗に返却されなかった場合	50,000円
走行可能でも店舗に返却されなかった場合(路上放置等)	

※ ノンオペレーションチャージ(NOC)とは、借受人又は運転者による事故、汚損等により車両の修理・清掃等が必要となった場合、その期間中の営業補償の一部として損害程度や修理の所要時間にかかわらず、上記の負担金が必要となる制度。

別記第1号様式)

年 月 日

災害時における輸送車両提供の協力要請書

旭川レンタカー協会

様

旭川市長

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定第3条に基づき、次のとおり車両の提供協力を要請します。

要 請 の 理 由	
協 力 の 期 日 及 び 場 所	(期日) 年 月 日 ~ 月 日 (日間) (場所)
要 請 す る 車 種 ・ 台 数	(車種) / 台
車 両 の 提 供 を 必 要 と す る 場 所	
担 当 者 及 び 連 絡 先	(部・課) (職・氏名) (電話番号) (F A X) (メール)
(口頭・電話による連絡日時)	(年 月 日 時 分)
備 考	

別記第2号様式)

年 月 日

災害時における輸送車両提供の協力実績報告書

旭川市長

様

旭川レンタカー協会

(会員会社)

災害時における輸送車両提供の協力に関する協定第5条に基づき、次のとおり車両の提供協力を実施しました。

提供した車種及び 車両登録番号	
協力した場所	
協力の日数	年 月 日 ~ 月 日 (日間)
走行距離	走行距離 km
その他	
連絡先	旭川レンタカー協会 (担当者) (電話番号) (FAX) (メール) 会員会社